

建築基準適合判定資格者の処分の基準について（補足）

処分の対象となる行為が「建築基準適合判定資格者の処分の基準」別表中7.の処分事由に該当する場合における処分の内容の決定は、以下に定めるところによる。

1. 確認検査における過失が認められる場合には、登録の消除又は業務禁止（以下「登録の消除等」という。）の処分を行うこととし、過失が認められない場合には処分を行わないこととする。
2. ただし書の適用に当たっては、次に定める過失の程度及び結果の重大さ等に応じて、具体的な処分の内容を決定することとする。
 - (1) 過失の程度について

建築基準適合判定資格者（以下「判定資格者」という。）が適切に確認検査の業務を行っていれば本来チェックされるべき事項を見過ごしていた場合には、当該確認検査の業務において過失があったものとして取り扱う。また、申請書に添付される図書が不足していた場合や基準への適合を確認する上で必要となる箇所の欠落といった図書の不備等容易にチェックできる事項を見過ごしていた場合、複数の本来チェックされるべき事項を見過ごした場合等は、当該確認検査の業務において重大な過失があったものとして取り扱う。

構造計算の再計算を行わなければ建築基準に適合しないことをチェックできない事項等判定資格者が適確に確認検査の業務を行ったとしてもチェックできない事項を見過ごしていた場合には、当該確認検査の業務において過失はなかったものとして取り扱う。

- (2) 結果の重大さ及びその社会的影響の大きさについて

確認検査の業務における過失により、建築基準関係規定（他の法律の規定により建築基準関係規定にみなされる規定を含む。）に適合しない建築物又は工作物が建築等される場合において、次に定める事項のいずれかに該当するときは、結果が重大で社会的影響が大きいものとして取り扱う。

イ 構造、防火等に関する規定に適合しないため、建築物の安全性が著しく損なわれることにより、建築主、居住者等の生命、健康又は財産を侵害したとき又はそのおそれが高いとき

ロ 建築物の安全性に対する疑いが生ずること等により、確認検査に対する国民の信頼が著しく損なわれたとき